

事務連絡
平成16年3月24日

各都道府県交通担当部長 殿

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉・
高齢者保健福祉担当部(局)長 殿

各都道府県介護保険担当部(局)長 殿

各都道府県特定非営利法人担当部長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長
厚生労働省老健局振興課長
国土交通省自動車交通局旅客課長

福祉有償運送等に係る運営協議会の設置等について

標記については、昨年4月より構造改革特区制度において実施されてきましたが、今般、平成16年3月16日付け国土交通省自動車交通局長通達によりNPO等の特定非営利団体の自家用自動車による有償運送が全国において一定の手続、要件のもとに道路運送法第80条第1項に基づき許可されることになりました。(別紙参照)

その手続においては、市町村もしくは都道府県が運営協議会を設置し、当該協議会において協議を行った後に運輸支局等に対し許可申請を行うことができることとなっています。

つきましては、各地域においてNPO等が自家用自動車による有償運送を行うためには、運営協議会の設立、協議が円滑に行われる必要があります。

運営協議会の主宰は地方自治体が行うこととなりますが、地域の実情に応じ一定のまとまりのある複数市町村において実施することが合理的な場合も多いと考えられるので各都道府県においては、県内の運営協議会の設置の単位となる区割りや運営協議会の設置・運営について必要に応じ関係市町村や運送主体となるNPO等団体との相談に応じるなど当該手続が円滑に進められるよう格別のご配慮をお願いします。あわせて、市町村やNPO等団体からの相談を受け付ける担当部署をあらかじめ明らかにし、周知するなどのご配慮をお願いいたします。

なお、福祉輸送について、セダン型等の一般車両を用いて実施する場合には運営協議会の設置に先だって内閣府に対し、構造改革特別区域の申請を行い認定を受けることが必要である旨申し添えます。(特区の認定単位と運営協議会の設置単位が異なることは差し支えありません。例えば特区認定は県で、運営協議会は市町村または複数市町村で開催するということも可能です。)

また、各都道府県等において、この件について、運輸支局等からの連絡先となる窓口を決めていただき、4月1日以降に下記にご連絡下さいますようお願い申し上げます。

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課

新輸送サービス対策室

TEL 03-5253-8568 (直通)